

篠崎・進士



法律

2008年 新春号



事務所 報



明日へのために

篠崎・進士法律事務所 所長 弁護士 篠崎 芳明

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃より格別のご支援を賜っておりますことに改めて御礼申し上げます。

篠崎総合法律事務所は、本年1月1日より「篠崎・進士法律事務所」に改称し、所長を篠崎芳明、副所長を進士肇、小川幸三及び寺島毅一郎をパートナーとする新体制となりました。謹んでご報告申し上げます。

新生「篠崎・進士法律事務所」は、グローバル化の流れの中で急激かつダイナミックに変動している社会と、目まぐるしく複雑に進化する法制度に対応して、事務所組織の若返りと人的充実を図り、明日に向かって、顧客本位の法的業務と更なる社会貢献を行うための基盤創設を企図するものです。

私、篠崎・進士法律事務所の所長として、従来通り初心を忘れることなく、職務を誠実に履行し、より一層皆様のご信頼にお応えして参ります。なお、事務所所在地、電話番号、メールアドレスなどは従前と変わりありません。

篠崎・進士法律事務所は、顧客の皆様

様の多様なニーズに適切なきめ細かい高度の法的サービスを提供すること、各案件については今まで以上に親切迅速な対応を行い、顧客満足度のさらなる向上を図ること、新たな専門分野の開拓と確立を行うことなどにより、人権の擁護と社会正義の実現に向けて全力で邁進して参ります。

また当事務所は、昨年12月に中山祐樹弁護士を新たに迎えました。中山弁護士は東京大学法学部、同大学院を卒業、この度第60期司法修習の全課程を修了しました。大学時代にはビッグバンドジャズ演奏に熱中した25歳の若き情熱と温厚篤実な人柄そして真面目な対応は、必ずや皆様のご期待に応えるものと確信しております。

他方、6年余りにわたって民事事件・家事事件を中心に様々な案件で活躍し、当事務所にて皆様のご愛顧を頂いてきた大川康徳弁護士が、本年1月末日をもって独立することになりました。独立後も引き続き、当事務所と連携し、引き続き業務を担当して頂けることとなっております。独立



後の大川弁護士のさらなる飛躍と大成を期待し、最近当事務所から巣立った中川武洋弁護士、浅野馨弁護士も含め、変わらぬご厚誼をお願いする次第です。

これまで篠崎総合法律事務所に寄せられた多くのご支援に感謝し、今後とも新生「篠崎・進士法律事務所」をお引き立て下さいますよう、お願い申し上げます。

目次

- 01 所長 弁護士 篠崎芳明 ご挨拶
- 02 パートナーのご挨拶
副所長 弁護士 進士 肇
- 03 パートナーのご挨拶
パートナー 弁護士 小川幸三
パートナー 弁護士 寺島毅一郎
- 04 民暴ABC 「誠意」とは何か
- 05 比較広告について
- 06 判例紹介 特別清算と詐書行為
- 07 中山弁護士入所挨拶
大川弁護士退所挨拶
- 08 近況報告

至誠動天

篠崎・進士法律事務所 副所長 弁護士 **進士肇**



事務所名の変更によりネーミングパートナーとして参画させて頂くことになりました。これを機に小川幸三弁護士、寺島毅一郎弁護士もパートナーとして加わり、4名パートナーの新体制を敷くことになりました。ここを、ここに謹んでご報告申し上げます。

新春のお慶びを申し上げます。この度、パートナー（副所長）に就任しました進士肇です。当事務所はこの平成20年より、新しく「篠崎・進士法律事務所」としてスタート致しました。私は、所長篠崎芳明弁護士と共に、マネージングパートナーとして当事務所を代表し、経営に携わって参ります。また、

新事務所におきましても、各パートナーの専門分野、すなわち、篠崎弁護士における民事介入暴力対策及びコーポレートガバナンス、進士における事業再生・倒産実務及び会社法務、小川弁護士における民事介入暴力対策、寺島弁護士における商社取引・不動産取引等訴訟案件といった特質を活かし、また、杉山一郎弁護士による特許・著作権等の知的財産案件及び金融・保険案件、山

際倍郎弁護士による一般民事・家事事件等も併せ、広範な分野で顧問会社・顧客の皆様のお役に立ちたいと存じます。基本的人権擁護と社会正義実現の目的の下、我々志を同じくした者が一丸となり、皆様方により一層身近に感じて頂ける法律事務所を目指し、所員一同更なる研鑽を重ねて参ります。倍旧のご愛顧とご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

篠崎所長よりご案内しましたとおり、中山祐樹弁護士の新規加入、大川康徳弁護士の独立など人的異動はございますが、当事務所は今後も着実に弁護士・事務スタッフの陣容を充実させ、所外の弁護士との連携も強化し、皆様のさらに高度なご要望に応じられるよう努めて参ります。

また、当事務所の業務と直接の関係はございませんが、昨年11月、司法試験委員会より平成20年度新司法試験の審査委員（商法担当）を拝命しました。ロースクールにおける直接的な法科大学院生の育成と

はまた違った立場で、試験というフィルターを通じて新しい法曹の養成に微力を尽くすと共に、万が一にも試験の公正を恣にするにしないよう身を正して参りたいと思っております。

「至誠動天」（至誠の感ずるところ、天地もこれが為めに動く）、これは内村鑑三が著書『代表的日本人』（Representative Men of Japan）において、小田原藩の財政再建や農村復興に力を尽くした二宮尊徳を語った時の言葉であり、私の座右の銘としている言葉です。元より未熟ではございますが、この度のパートナー就任を機に、広く視野をもって更に充実した業務を行うと共に、かような激動の時代にあっても変わることなく誠心誠意をもって事に当たり、皆様のご期待に沿えるよう、そしてより一層の社会的責任を果たすべく精進して参る所存です。

皆様方におかれましては、新生「篠崎・進士法律事務所」ともども、変わらぬご支援を賜りたくお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

民暴対策のスペシャリストを目指します

篠崎・進士法律事務所 パートナー 弁護士 **小川幸三**



この度、篠崎・進士法律事務所のパートナーに就任しました小川幸三です。今年からは、当事務所のパートナーとして、事務所の発展に寄与したいと考えております。

私は「生涯一民暴弁護士」の信念の下、ここ数年、①反社会的勢力の手法の分析、関連情報の集積、②日本全国の民暴弁護士との連携、民暴対策のノウハウの集積、③日本全国の警察官に向けての民暴弁護士との連携の呼びかけ、④企業や市民に向けての反社会的勢力の排除の意識の啓

蒙、企業・市民のスクラムの重要性の啓蒙、を行って参りました。目指す道は遠く険しいですが、この命燃え尽きるまで民事介入暴力対策をやり続ける所存です。

私は、「他の事務所にマネのできない民暴対策に専門特化した法律事務所」を篠崎・進士法律事務所の柱の一つとして、クライアントの皆様のご期待に沿えるようにしたいと思っております。

クライアントの皆様の中には、反社会的勢力から、強制力を背景に不当な要求を受けた経験のある方もいらっしゃると思います。そのとき、堪えようのない怒りと悔しさを抱きませんでしたか。反社会的勢力を排除するということは、皆様の生命・身体・財産を守ると同時に、もう一つ大事な「心（尊厳）」を守ることだと考えております。

篠崎・進士法律事務所は、皆様の「心」を守ります。

パートナー就任のご挨拶

篠崎・進士法律事務所 パートナー 弁護士 **寺島毅一郎**



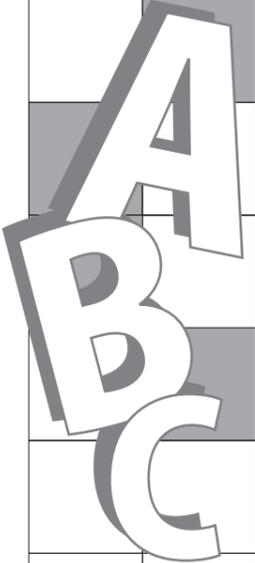
新年明けましておめでとうございませう。旧年中は何かとお世話になり、有り難うございました。本年もどうかよろしくお願い申し上げます。

さて、所長の巻頭挨拶をご覧頂きましたとおり、旧篠崎総合法律事務所は、本年1月1日より、「篠崎・進士法律事務所」に改称し、新しいスタートを切ることとなりました。これを機に、私こと寺島毅一郎も、パートナーとして新体制に参画することになりましたので、謹んでご報告致します。

平成8年に旧篠崎芳明法律事務所に入所して以来、所長以下先輩・同僚弁護士や、何よりもご依頼者の皆様のご指導よろしきを得て、担当事件の一件一件において最善の結果を実現すべく、微力を尽くして参りました。

気が付けば入所からはや10年余が経ち、拙いながら、何とか自分なりの仕事のやり方を見つけた気がしております。

もとより未だ若輩であり、未熟な点も多々あることは承知しております。この度のパートナー就任を機に、これまでの自分、仕事を見つめ直し、培った知識・経験を生かしつつ、まずはこれからの10年を見据えて、更に充実した仕事を行って参る所存です。



「誠意」とは何か

弁護士 小川幸三

顧問会社法務担当者 本日は少し一般的なことをお聞きしたいのですが。

弁護士 はい、いいですよ。

担 当社は、ホテルを経営しておりますが、「お客様は神様」という気持ちで接客するようにと社員教育をしております。お客様はワガママを言うもので、それに応えるのがホテルマンなんだと私も教わってきました。

しかし、先生は、不当要求は断固拒絶するようにはと言います。ワガママと不当要求の見極めをどのよう

に考えたらいいでしょうか。

井 そう難しい問題とは思いません。いいですか、お客であつても不当要求をすれば、その時点で、お客はお客ではなく、拒絶の対象となる行為をした者として扱えばいいのです。

御社が不当要求を拒絶するのは、御社の利益を守るためだけではありません。御社を利用する他のお客様の利益を守るためでもあるのです。

ホテルマンは、神様である他のお客様を守るために、絶対に不当要求を排除しなければならぬのです。

担 なるほど。

井 そして、不当要求か否かの判断基準も、皆さんが、相手の要求が社会の健全な常識に照らして認められるか否かで判断すればいいのです。

担 常識と言われましても、具体的にはどのように判断するのでしょうか。

井 具体的な判断の場面では、複数の判断基準が考えられます。例えば、相手の要求は相手一人に対してではなく他のお客様全員に対して認めたとしても、御社として構わない内容か否かという判断基準もあります。また、相手一人に対してしか認めないとしても、相手の要求に応じた理由を誰に対しても合理的に説明ができるか否かという判断基準もあります。

担 なるほど、これは非常に判りや

すいですね、是非参考にさせて頂きます。それから、「誠意を見せろ」と言われる場合がありますが、これにはどのように対応すればいいでしょうか。

井 不当要求者は、「金は要求してない。相手が自分から出したんだ」と言い逃れするつもりですので、具体的な金銭の要求をしません。

そのため、不当要求者は、ほぼ間違いない「誠意を見せろ」だとか、「折り合いをつけろ」だとか言います。

この問題に対しては、誠意の本身を具体的に確定してあげると、私達がどのように対応すべきかが判ります。

ある国語辞典には、誠意とは「私欲を離れて正直に真面目に物事に対する気持ち」とあります。「私欲を離れて」とは、自己（私）の立場だけで考えず、みんな（公）の立場で考えることを意味します。これを民事紛争の当事者間に当てはめて見ますと、「自己（私）の立場だけで考えず、『みんな（公）の立場にたつて、民事紛争をどのように解決するのがよいのか』を一生懸命考え、それを実現しようと努力すること」を意味することになります。

担 それは一体どういう意味なんでしょうか。

井 「みんなの立場にたつて、民事紛争をどのように解決するのがよいか」ということは、正に、紛争解決基準である法を適用する裁判官が、この

民事紛争を解決するためにどのような判断をするかということなのです。即ち、「裁判官だったらこの問題をどのように解決するか」を一生懸命考え、その考えを実現しようと努力することこそが、「誠意」なのです。

裁判官がどのように解決するかということには皆さんには判らない場合があるでしょう。だから、皆さんは弁護士に、「裁判官だったらどのように解決するか」を相談するのです。即ち、皆さんが弁護士に相談することこそ、この問題を解決しようとする皆さんの「誠意」の現れなんです。

担 なるほど！

井 そして、この「誠意」の最大のポイントが、不当要求者の立場だけでなく社会のみんなの立場で考えますから、不当要求者の利益になつたとしてもそれが社会のみんなの利益にならないければ、社会のみんなの利益のために拒絶しなければならぬということなのです。即ち、「お客様に何らの利益を供与しないことこそが、当社の誠意であります」という回答になるのです。

担 非常によく判りました。でも、最後の台詞は会社の人間ではちよつと言えません。

井 皆さんには考え方を理解してもらえればそれで結構です。あとは、こちらでやりますから。

担 その時はお願いします。

井 判りました。

比較広告について



弁護士 杉山 一郎

1 はじめに

グリコは、平成15年に、キシリトールガムのポスカムについて、当時キシリトールガムを販売していたロッテのキシリトール+2を意識し、「ポスカムは、一般的なキシリトールガムに比べ、約5倍の再石灰化効果を実現しました」との新聞広告をしました。

このように他社の商品と比較して自社商品の優位性を強調する広告を比較広告といいます。

比較広告は、比較される側は、自社商品が劣つているときされるのですから、当然あまりいい気持ちはしません。ただ、顧客にとっては、正しい情報が誤解されないような形で提供されているときは、似たような商品がある場合などは、商品選択ができるようになるというメリットがあります。

比較広告は、今までは業界他社と

の摩擦を避けたり、比較広告自体を好まない日本人の感性などから、あまり利用されてきませんでした。最近では時折見かけるようになりました。

そこで、比較広告では法律上どのような規制があるのか、ご紹介したいと思います。

2 景品表示法の規制

まず、一般的な規制法規は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）です。景品表示法は独占禁止法の特例法として位置づけられています。景品表示法では、比較広告自体を禁止していませんが、実証されていない事項について比較したり、比較する商品を恣意的に選り出すなど不正な基準によつて比較するような不適切な比較などを禁止しています。

例えば、実際にはサンプル調査して

いないのに、あたかも調査を行ったかのように記載したり、自社のデラックスタイプの商品と他社のスタンダード商品と比較する場合などが挙げられます。

3 不正競争防止法の規制

次に、比較広告で、事実と異なつて、自社製品が有利に記載されたり、または他社製品が不利に記載されたときは、不正競争防止法に違反するものととなります。

不正競争防止法では、原産地や品質、製造方法、数量等を誤認させるような表示や、競争相手の営業上の信用を害するような表示（営業誹謗行為）をしてはならないとされています。

一番最初に挙げましたポスカムの件では、ロッテが不正競争防止法違反としてグリコを訴えました。グリコは、比較広告の根拠となつた実験結果の存在を主張し、東京地方裁判所では勝訴しましたが、控訴審（知的財産高等裁判所*。知財高裁ともいいます）において、ロッテ側がその実験結果を再検証した結果、実験結果と異なる結果が得られたとして第三者による再実験を求めました。

ところが、グリコは、高度で困難な

実験であるとして再実験を拒んだことから、グリコの実験結果の合理性が疑われ、知財高裁で比較広告をしてはならないと逆転敗訴判決を受けたのです。

比較広告をするには、実証に基づかなければなりません。その経緯を記録化し、第三者による検証が可能で状態を証拠化しておく必要があります。

4 その他の規制・注意点

その他、特別法で比較広告の方法が規制されている場合があります。例えば保険業法では、保険の内容についての比較広告では、消費者を誤解させる比較広告をしてはいけないと定められています。例えば、補償内容が違つてもかわらず保険料が他社商品に比べて割安であると強調するような比較広告は許されません。

さらに、事実と異なる比較広告をしたことによつて、名誉毀損などの不法行為に該当することもあります。

このように比較広告をする場合には、様々な点が問題となりますので、確かな資料の裏付けとともに、表現方法に十分注意する必要があります。

* 知的財産高等裁判所とは、政府の知的財産立国の方針に基づき、平成17年4月に東京高等裁判所の特別の支部として設置された裁判所です。

特別清算と詐害行為

弁護士 寺島毅一郎

1 今回は、当事務所が関与した最近の裁判例をご紹介します（守秘義務に配慮し、事案等を一部変更しました。）

2 事案は、東北地方の老舗企業A社が破綻し、北海道でフィットネスクラブを経営していた子会社B社も特別清算申立をしたが、両社が破綻に至る数年前に、A社の債権者である地銀Y銀行が、A社のリスク要請に応じる条件として、B社所有不動産に根抵当権の設定を受けたことが、B社の債権者を害することを知つてなした詐害行為であるとして、フィットネスクラブの会員であるXらが、B社に対する預託金返還請求権を被保全債権として、Y銀行に対して詐害行為取消権に基づく価格賠償を求めて提訴したというものであり、Xらは、B社は特別清算会社であるが、破産と異なり否認権の制度がない特別清算において、詐害行為により財産が会社から散逸した場合には、他の債権者による詐害行為取消権の行使により、

散逸した財産を取り戻し得る（東京弁護士会編「入門 新特別清算手続」90頁）旨主張しました。

3 当事務所は、Y銀行代理人として、無資力要件、詐害意思等を争つたほか、「詐害行為取消権は、債務者の責任財産を確保し将来の強制執行を保全するために債権者に認められた権利であるところ（免責破産債権に基づく詐害行為取消権行使に関する最判H9・2・25・判時1607号51頁）、B社の特別清算手続では「一般債権者には、協定認可決定確定後2か月以内に、元本の2%を配当し、なお残余の財産があるときは、追加配当を行う。追加配当の時期は、協定認可決定後6か月までとする。一般債権者は、追加配当時又は追加配当なきことの通知時に、配当後の残額につき債権を放棄する」旨の協定が認可、確定し、これに従った配当及び追加配当なきことの通知もなされているから、協定に従い、Xらの預託金返還請求権（一般債権）は、配当

後の残額につき放棄、消滅しており、被保全債権が消滅した以上、詐害行為取消権行使は許されない。」旨主張し、被保全債権の存在を主な争点として争いました。

4 詐害行為取消訴訟は、原告に有利判決は、当方の主張を全面的に認め、無資力要件等を判断することなく、「詐害行為取消権の行使には、被保全債権の存在が必須であるところ、本件協定に基づく原告らの預託金返還請求権の放棄という効力は、被告との関係でも生じるというべきであるから、原告らが詐害行為取消権を行使することはできない。特別清算手続には否認権の制度がないが、本件協定の効力が生じることにより、原告らの預託金返還請求権が放棄された後まで、原告らがこれを被保全債権とする詐害行為取消権を行使できるとする理由はない。」旨判示して、Xらの請求を棄却しました。

5 また、A社を巡る別件訴訟では「A社は、（B社とは別のフィットネスクラブ経営子会社）C社と共謀して、原告らがC社に預託した財産を、海外不動産等の投資の失敗により蕩尽し、C社をして大幅な債務超過に陥

らせ、もつて、C社から原告らに対する預託金の返還を不可能とした。よつて、原告らは、A社に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を被保全債権として、A社が特別清算申立前になした債権譲渡を詐害行為として取り消す。」旨請求されたものもありました。

この訴訟でも「詐害行為取消権は、債務者の責任財産を確保し、将来の強制執行を保全するために債権者に認められた権利である。」ことを前提に、「清算手続（特別清算含む）においては、会社に知れたる債権者を除き、債権申出期間内に申出をしない債権者は、清算から除外される（旧商法421条、422条2項）ところ、原告らはこれをしなかつたから、仮に原告らの主張する不法行為に基づく損害賠償請求権が存在するとしても、原告らは、A社の清算から除外される。旧商法422条2項は、債権申出を懈怠したことに正当事由があるか否かにより除外の有無を区別していないから、『不法行為の成否には慎重な検討が必要であり、債権申出期間の徒過には正当理由があつた。』旨の原告の主張は採用し得ず、

また、原告らは債権申出期間経過前にA社に対して不法行為債権の主張を行っていないから、『知れたる債権者』でもない。そして、清算から除外された債権者は、申出債権者等に対する弁済終了後に残余財産が存しない場合には、一切弁済を受けることができない（旧商法424条1項）から、詐害行為取消権を行使しても残余財産が生じる余地がない場合には、除外債権者は弁済に与り得ない以上、

詐害行為取消権を行使する前提を欠き、債務者が清算手続申立前にした財産処分行為につき詐害行為取消権を行使することはできない。」旨が判示され、原告の請求は棄却されています。

6 今回の裁判例は、日頃あまり考へることのない論点に関するものですが、実務上貴重な示唆を含む、興味深いものと考え、この機会にご紹介させていただきます。

HP 当事務所のホームページです!



当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

中山 弁護士 入所挨拶

この度、篠崎・進士法律事務所に入所させていただくこととなりました。中山祐樹と申します。

大学を卒業後、法科大学院に第一期生として入学し、司法修習を経て、弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。司法改革の一環として導入された法科大学院の出身者として、今後の司法機能の拡充の中で弁護士が担うべき職責の重要性を、改めて実感しております。

今後は、篠崎芳明先生のご指導のもと、弁護士としての基本的な心構えを学び、いかなる分野の案件であっても、迅速かつ適正な職務遂行がで



きるよう日々研鑽を重ねていく所存です。

弁護士として、一日も早く信頼を得られるよう全力を尽くして参りますので、皆様のご指導とご鞭撻を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

大川 弁護士 退所挨拶

この度、篠崎芳明先生のご快諾のもと、本年1月末をもって独立することいたしました。これまで、民事訴訟案件・相続案件・企業法務など幅広い案件を担当することができたのも、ひとえに皆様のご厚情の賜物にほかなりません。心より御礼申し上げます。

弁護士登録以来6年間の勤務を通じて、篠崎芳明先生をはじめ先輩弁護士による指導にも恵まれ、人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士としての心構えから紛争解決に必要な法的スキルまで、多くのことを学ばせて頂きました。



いまだ浅学非才の身ではありますが、親しみやすく身近な弁護士を目指して、皆様に的確なリーガルサービスを迅速にご提供すべく一層の研鑽に励む決意ですので、皆様には倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

■ 弁護士 篠崎芳明(所長)

不当要求案件は一向に減少の兆しがありません。行為主体が暴力団かどうか分からないことが、最近の傾向です。要求行為が暴力や脅しを武器にしているときは安易に応諾せず、毅然と対応することが求められますが、対応を誤るときは不測の事態もあり得ます。反社会勢力に対する対応方法を定めるコンプライアンスシステムの構築依頼が増えています。

■ 弁護士 小川幸三

平成4年に弁護士登録をして早15年、「生涯一民暴弁護士」を目標に事務所事件や弁護士会の民暴委員会活動を通して、数多くの反社会的勢力と対決してきました。企業における暴排が益々求められる中、当事務所に与えられた使命を果たしたいと考えております。

近況報告

■ 弁護士 大川康徳

最近、法学部の学生やロースクール生と接する機会がありました。法曹を目指す彼らの熱い情熱に触れて大変刺激を受けるとともに、常に新しい法的知識を求め続けて謙虚に学ぶ姿勢の尊さを実感しました。今後も、これまでお世話になった皆様に対する感謝の気持ちを忘れることなく、謙虚に、弛まず、研鑽に励んで行きたく存じます。

■ 弁護士 中山祐樹

昨年12月に弁護士登録し、当事務所に入所いたしました。入所したばかりではありますが、分野を問わず多種多様な案件を扱い、経験を積んでいく所存です。迅速、誠実な事件処理を心がけながら、日々研鑽を重ね、弁護士としてご依頼者に信頼していただけるよう全力を尽くしていきたいと考えております。

■ 弁護士 清水恵介(客員)

巷の書店では20種類近い新信託法の本が並んでいますが、私もご多分に漏れず、解説文(根田正樹ほか編『信託の法務・税務・会計』(学陽書房、2007))を執筆しました。主に、新法の中核となる受託者の法規制を書きましたが、半分私のせいで分厚い本となってしまいました。その分、緻密な解説にはなったはずです…。

■ 弁護士 進士肇

日弁連業務総合推進センターの遺言信託プロジェクトチームで副座長を務めています。遺言書作成・保管・執行という広義の「遺言信託」につき市民のニーズを広く掘り上げようと、東京三会所属の若手を中心に100人の弁護士が集まりました。相談会・専門家情報提供・出版を軸に、事業承継・渉外相続・福祉信託にまで羽を広げています。今後の活動にご期待下さい。

■ 弁護士 寺寫毅一郎

食べ物が美味しい季節です。魚も脂を蓄えて、生でよし、煮ても焼いても揚げても干しても、酢締めにしてもよし。牛肉、豚肉、鶏肉の定番に加え、この時期ならではの鴨なんてもあります。となれば、私の場合、白いご飯は欠かせない。腹一杯詰め込んで、仕上げに甘味もちよいと…今年こそ、健康のため少しは控えたいものですが。

■ 弁護士 杉山一郎

夏には、日弁連の弁理士に対する能力担保研修で不正競争防止法の講義を担当致しました。今回の拙稿は、この講義の準備が下敷きです。また、先日出版されました、日本経済新聞出版社の「社長となる人のための知財活用の本」では、日本著作権法の執筆を担当しました。できる限り専門用語を使わずに執筆しましたので、ご高覧頂ければ幸いです。

■ 弁護士 山際悟郎

お陰様で弁護士になってから2度目の新年を迎えることができました。弁護士業務にも慣れてきたところですが、初心を忘れることのないよう肝に銘じ、依頼者に信頼される弁護士になれるよう専門分野の開拓・拡充と迅速かつ適切な事件処理を目指し、日々の研鑽に努めて参る所存です。

■ 弁護士 山口和男(客員)

会社法及び倒産法・一般民事における実務研究、執筆、ロースクール大学院における会社法及び民事法の指導、顧問会社よりの質疑等に対応しております。最近では、「公正役場 公正証書 活用のすすめ(6訂版)」(税務経理研究会)、「判例タイムズ 平成18年度主要民事判例解説」等を執筆しました。

■ 税理士 藤代節子

昨年は相続申告を始めご相談頂いた案件を無事に終わらせることができましたことを感謝しております。平成20年度の税制改正も発表され、改正の内容や適用時期をこれから実務にどう活かしていくか楽しみでもあります。今年もまた確定申告の時期を迎えます。ご質問やご相談がありましたらお気軽にお寄せ下さい。